

## 平成 22 年度第 3 回金沢市廃棄物総合対策審議会 議事録

日 時 平成 22 年 2 月 25 日（木） 14:00～16:00

場 所 金沢市役所 4 階 会議室「兼六」

出席者 別紙のとおり

内 容 以下のとおり

### 1 開 会

（リサイクル推進課長） 本日はお忙しい中、当審議会にご出席いただきお礼申し上げます。

また、委員の皆様には、日頃から本市の環境行政に深いご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

昨年からご審議いただいている「ごみ処理基本計画」については、委員の皆様からの貴重なご意見、ご助言を賜り、本日、最終案を提示するまでに至ったことに心から感謝申し上げたい。

本日はごみ処理基本計画のほか、2 件の審議案件がある。限られた時間ではあるが、ご審議いただきますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

（事務局） ・ 欠席委員の報告  
・ 出席委員数 11 名であり、過半数に達していることから、「金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則」第 3 条第 2 項の規定に基づき、本会議が成立していることを報告

（会長） お忙しい中、お集まりいただきお礼申し上げます。今年度最後となる第 3 回目の審議会は、「ごみ処理基本計画」、「一般廃棄物処理計画に係る 22 年度実施計画」、「不法投棄未然防止の取り組み」の 3 件について、忌憚のないご意見、ご協議をお願いしたい。

## 2 議 事

### ( 1 ) 金沢市ごみ処理基本計画 ( 最終案 ) について

( 会 長 ) 資料 1 - 2 は、パブリックコメントを踏まえた「ごみ処理基本計画」の最終案である。計画期間は平成 36 年度までであるが、差し当たり、前期 5 年間の進捗状況を見て、目標や施策を再検討することになる。

この資料は、パブリックコメントの結果を受け、修正したと理解してよろしいか？

( 事 務 局 ) 実は、パブリックコメントとして寄せられた意見は無かった。しかし、パブリックコメントが掲載されているホームページへのアクセス件数が 266 件であり、去年の同時期に実施した「環境基本計画」へのアクセス数 214 件と比べると多く、本計画への市民の関心は高かったと思っている。

資料 1 - 2 は、パブリックコメント以外で寄せられた意見や、前回の審議会において、「本文は簡潔、明瞭に記載した方が良い」という意見を反映し、修正したものである。

( 会 長 ) パブリックコメントは無かったが、市民の方は興味をお持ちだと理解してよいのではと思う。

それでは、事務局から資料の説明をお願いします。

-----資料 1 - 2 「金沢市ごみ処理基本計画 ( 最終案 )」 事務局説明-----

( 会 長 ) P .63 の基本方針 2 の資源化率の目標を 25% とした経緯を教えてください。温暖化対策推進法と関係あるのか？

( 事 務 局 ) 資源化率の目標を 25% とした理由は、ごみ処理基本計画の上位計画である「金沢世界都市構想第 2 次基本計画」に掲げられている目標が、「平成 27 年度までにリサイクル率 25.1%」であり、これを受けたものである。温暖化対策推進法とはとくに関係はない。

( 委 員 ) 修正前は、目標年度 ( 27 年度 ) と最終年度に資源化率 25% を達成すれば良いように見え、修正後は、27 年度以降全ての年度において 25% を達成しなければならないように思える。過去 5 年間は 15% 前後を推移している現状を踏まえると、修正後の資源化率の目標達成は厳しいのではないか？

( 事 務 局 ) 修正前においても、平成 27 年度以降全ての年度で資源化率 25% 以上を達成するという方針であり、平成 27 年度と 36 年度だけ 25% を達成すれば良いという意味ではない。今回の修正で文言を見直したが、趣旨は修正前と変わっていない。

( 会 長 ) 先ほど委員が言われたように、現在 15% のものを、今から約 5 年後に

25%以上にするのは相当難しいと思う。

資源化率 25%を達成するためには、焼却灰の有効活用は欠かせないことだと思うが、活用方法によっては、国の定めている資源化率の算定に該当しない場合があるかもしれない。そこで、国に報告している資源化率とは別に、より実態に近い金沢方式の資源化率の考え方を持っても良いのではないか。国と金沢市の二つの計算式によって資源化率を算出し、結果を並べて公表すれば良いのではないかと思う。

いずれにしる、最初の5年くらいの進捗状況を見て、目標値を見直すかどうか判断しなければならないだろう。

(会 長) 検討事項9の「廃棄物系バイオマスの活用」についてだが、回収した廃食用油は、「バイオディーゼル燃料」にしか活用しないのか。他にも用途があるのでは。

(事務局) 今まで廃棄処分されていた廃食用油を有効に活用し、かつ温室効果ガスの排出抑制にも寄与するということで、基本方針4に掲げたものである。自動車以外の燃料にも利用先はあるだろうが、これまで、市で検討してきた経緯も踏まえ、本計画では「バイオディーゼル燃料」としての活用について明記したものである。

(会 長) 「バイオディーゼル燃料」を使用している他の町では、車の排気ガスから天ぷらの臭いがすると聞いたことがある。また、炭素数を比べると、ガソリンは8くらいであり、軽油は16前後、廃食用油には不飽和リノール酸を含みさらに炭素数が多い。

「代替エネルギー」というと疑問が残るが、自然で生産した炭素を循環する「再生可能エネルギー」の利用ということであれば納得がいく。

将来的には、用途が車だけであると、どこかで行き詰まることがあるので、産業局などと連携し、別の用途も開発しなければならない。

(会 長) 検討事項2に掲げてある「ごみの有料化」についてだが、最近、国から通達等は無かったのか。

(事務局) ずいぶん前にあったが、それ以降は無い。

(会 長) この検討事項2の説明文中に「受益者負担の公平化」とあるが、一般廃棄物は、各市町村の責任において処理することになっていることから、「原則として」という語句を補った方が良い。

(事務局) 「受益者負担の原則として公平化」と改める。

(会 長) 次に、計画を分かりやすくまとめたパンフレットについて事務局から説明をお願いします。

- (委員) 新年会や忘年会などのパーティー会場において、手つかずの食べ物が必ず生じる。これらを持ち帰ることができれば生ごみの削減につながるが、事業者の方に断られてしまう。
- (会長) 食べ残しを家に持ち帰って食中毒が発生した場合、事業者にも問題が波及するからであろう。外国人に比べると日本人はかなり残しており、ホテルなどでは、出した食事のうち約3割を廃棄していると聞いたことがある。概要版では、「食べ残しはしない」や「作りすぎない」という項目を掲げており、これ以上の内容については、保健所と事業者との話し合いになり、難しいところである。
- ノルウェーでは、ペットボトルを消毒して再利用している。“捨てる、何かを作る”のは、日本だけである。
- (委員) お茶席では、小さい物を持ち帰ることができる。
- (会長) 日本の茶道には、食べ残したお菓子を包んで持ち帰る習慣があり、“もったいない”の精神が息づいていると思う。千利休の時代は、砂糖が貴重で、非常に糖分を大事にしていたという歴史的な背景があったのだろう。
- 食べ残しの問題は、相当深刻な問題である。
- (委員) 家庭では、食べないで、冷蔵庫の中で腐らせてしまう食品が多いのではないか。
- (会長) 同感である。やや賞味期限切れの食品が多いのではないか。
- 現代は、食生活そのものが変化してきているので、少し別の観点で食品残渣について見直す時期がきている感じがする。
- (委員) 「生ごみ」の削減で、水切りの徹底を呼びかけているが、水切りがなかなか上手くいかない場合がある。例えば、小さい土嚢袋のようなものを各家庭に配布してはどうか。このように、市民に呼びかけるだけでなく、具体的な実践方法を市の方で提示すべきではないかと思う。
- また、最近は、「シュレッダーごみ」がとても多い。機密文書等外に出せない文書は、直接、製紙会社など持ち込み、再生利用してもらうことができないうだろうか。
- さらに、資源である新聞や段ボールなどの古紙類が、燃やす「ごみ」としてごみステーションに出されていることがよくあるので、民間の廃品回収やちりがみ交換の業者が、ごみステーションに出された古紙類を収集できるよう許可を与えてもよいのではないか。
- (会長) 最初の意見に対してだが、最近では、かなり水切りができる商品が市販されているので、あとは、本人の使い方次第であると思う。市がメーカーを指定して水切りネットを各家庭に配布することには問題がある。

- (事務局) ご家庭では、三角コーナーに水切りネットを設けて、「生ごみ」を入れていると思うが、一晩置くことによって、水分がかなり減り、ごみ重量が少なくなる。この「水切りを徹底しましょう」とは、こうした使い方などで工夫して減量化を図るという趣旨である。
- (会長) 委員の2点目の意見についてであるが、守秘義務のある書類などは、法人情報保護法で取扱いが規制されている。例えば、書類の運搬途中で情報が漏れる危険もあるので、市が独自で「シュレッダーごみ」のリサイクルをすることには無理がある。
- (事務局) 委員の3点目の意見についてだが、紙類の資源化について、まずは、集団回収を促進していきたいと考えている。
- 委員が言われたように、燃えるごみ中の紙類を別途収集すれば、市民の方は、これまで以上に燃える「ごみ」の中に紙類を排出し、集団回収における紙類の資源化量が減少することが懸念される。
- 現在、集団回収がなかなか進まない理由として考えられるのは、集団回収の回覧板(お知らせ)がうまく回らず、集団回収日が地域の人に伝わらない、ということや、PTAだけでは限度があり、年に何回も集団回収を実施することは難しい、ということである。
- そこで、PTAだけではなく、町会などいろいろな機関とも連携した集団回収ができないか検討しているところである。
- 集団回収の強化をはじめ、いろいろ試みて、それでも集団回収量が伸びなければ、将来的には、ステーション回収も視野に検討しなければならないと思う。
- (委員) 計画には、我々がやらなければならない、基本的なことが書かれているので良いと思う。今この計画に新しい施策を追加するより、まず基本的なことを市民に啓発し、それ以上の施策については、本審議会でも十分な検討を行ってから追加する方が望ましいと思う。
- (委員) 「ごみ」として排出されたものをどうしていくか(再使用・再生利用)よりも、排出されないよう蛇口をいかに閉めるか(発生抑制)の啓発がまず優先であると思う。この概要版で、市民の方にどれだけの啓発効果があるのかを期待したい。

( 2 ) 一般廃棄物処理計画に係る平成 22 年度実施計画について

--資料 2「一般廃棄物処理計画に係る平成 22 年度実施計画について」 事務局説明--

( 会 長 ) 事業内容については、概ね例年どおりであろうが、効果のある事業として、イベントなどでは、前年度と違った取り組みが見受けられる。

ところで、し尿についてだが、1 日どれくらい処理しているのか。

( 事 務 局 ) 下水道整備区域が拡大しているため、し尿の処理量は年々減少し、1 日当たり 100 キロリットル以下である。ただ、下水道整備区域における接続率は 92% くらいであり、汲み取り式便槽や浄化槽を使用している世帯も未だにある。

( 会 長 ) 全て接続されるまでは、かなり時間を要するだろう。

( 委 員 ) 「3 収集運搬計画」でいう事業系廃棄物とは何か、市が関与しないものと解釈してよろしいか。

( 事 務 局 ) 事業系廃棄物とは、事業者から排出されたごみのことで、事業者自らが処理するか、または収集運搬許可業者に委託して処理することとなっている。

( 3 ) 平成 21 年度不法投棄未然防止への取り組みについて

---資料 3「平成 21 年度不法投棄未然防止への取り組み」 事務局説明---

( 委 員 ) 監視カメラの設置によって、どれだけの抑止効果が出ているのか。

( 事 務 局 ) 監視カメラは、行為者を特定する目的と抑止効果を促すための目的がある。夜でも撮影できる高性能なカメラもあれば、人が近づくと明るく照らす仕掛カメラもある。これら 2 種類のカメラを、木やポールの上に設置しているが、明るく照らすカメラの方が抑止効果が高い。

これまで何カ所かカメラの設置場所を不規則に変えているが、カメラ周辺において、新たな不法投棄は発生していない。

( 会 長 ) 金沢市不法投棄防止強化月間の取り組みとして、広範囲を車で走られる警察や郵便局の協力が得られるのは有り難いことである。

( 委 員 ) 今年度の不法投棄監視パトロールにおいて、古い不法投棄物が多く発見されたのはなぜか。

( 事 務 局 ) 連絡員の方からの通報は、目に付きやすい不法投棄のケースが多いが、今年度は、国の緊急雇用対策事業として監視パトロール員を雇用したこともあって、普段なかなか監視できないような場所へもパトロールを実施したため、かなり以前に不法投棄された「ごみ」を発見することとなった。  
なお、「ごみ」が古いため、行為者が判明したのはごくわずかであった。

(委員) 悪質なケースが2件送検されたと言われたが、どのように摘発したのか。また、摘発されたケースをもっとアピールすると、抑止効果が更に高くなるのではないか。

(事務局) 不法投棄されたごみの持ち主が分かれば、警察に通報し、後は警察が捜査することになる。摘発について、新聞報道などで大きく取り上げていただければ良いが、実際はほとんど実名も入らず、小さな取り扱いで終わることが多い。

一番の問題は、司法の不法投棄に対する受け止め方が刑事犯罪等とは異なるということだと思っている。法律で定められている罰金は高いものの、実際支払いを命じる罰金は安く、摘発されてもそれほど大きな罰を課されることはない例が多いようである。

(委員) どんなところにカメラを設置しているのか。

(事務局) 山間部と海岸部に設置している。今年度は、下安原周辺を重点に実施した。今後、不法投棄が多い地区の方から是非付けてほしいと要望があれば、優先してカメラを設置したいと思っている。

(委員) 海岸漂着ごみについては、どのように対応をするのか。

(事務局) 海岸漂着物処理推進法(平成21年7月公布・施行)に基づき、海岸管理者に協力することになるが、今後、県において地域計画を策定する予定である。

この地域計画により、来年度から、国のグリーンニューディール基金が交付される予定であり、海岸清掃事業に活用したいと考えている。

### 3 閉 会

(会長) 「ごみ処理基本計画」については、事務局で最後の調整を行い、策定後、市民の方に公開するということになるということである。

本日は、長時間にわたり審議を頂きお礼申し上げます。

(事務局) 本日、委員の皆様には長時間にわたり熱心にご審議を頂き、感謝申し上げます。以上をもって、「平成21年度第3回金沢市廃棄物総合対策審議会」を終了する。

(別紙)

平成21年度第3回金沢市廃棄物総合対策審議会出席者(順不同、敬称略)

会長	小森 友明	(金沢大学名誉教授)
	河内 久美子	(金沢学院短期大学教授)
	小川 洋巧	(北陸税理士会公益対策部副部長)
	高橋 一光	(金沢商工会議所常務理事)
	中本 次雄	(金沢市町会連合会副会長)
	高田 千恵子	(金沢市校下婦人会連絡協議会会長)
	本野 笑子	(金沢市老人連合会理事)
	高山 賢悟	(金沢市一般廃棄物事業協同組合理事長)
	元林 秀夫	(金沢農業振興協議会会長)
	出島 正幸	(公募委員)
	南部 雄二	(公募委員)

欠席者

	西條 清史	(金沢大学医薬保健研究域医学系教授)
	山本 千夏	(北陸大学薬学部准教授)
	松川 治彦	(石川県スーパーマーケット連絡協議会代表幹事)
	水野 裕志	(石川県環境部長)